

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 15 日

学校法人 大阪明星学園

理事会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

和井 久

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

池田 哲雄

当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 54 年 12 月 19 日付け大阪府公告第 324 号に基づき、学校法人大阪明星学園の平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人大阪明星学園の平成 23 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

平成23年5月24日

学校法人 大阪明星学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 大阪明星学園

監事 藤原 忠房

監事 富永 護

私たちは、学校法人大阪明星学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校
法人大阪明星学園寄附行為第13条の規定に基づいて同学園の平成22年度（平成22年
4月1日から平成23年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、
資金収支計算書及び消費収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況に関し監査
を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、
重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は
法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上